

福岡県公報

平成二十三年八月五日
第三千二百八十八号
増刊 ①

目次

再掲

○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年七月二十七日

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋一

福岡県人事委員会規則第十八号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則(昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一議会の項中「課長」を「課(室)長」に改め、「法務調査監」を削る。

附則

この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年七月二十七日 福岡県人事委員会委員長 常盤 洋一

福岡県人事委員会規則第十九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一議会議事事務局の項中「課長 副課長」を「課長 室長 副課長」に改め、「法務調査監」を削る。

附則

この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年七月二十七日

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋一

福岡県人事委員会規則第二十号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則(昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一イ甲表中

この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。

附 則

参事
副課長
企画監
法務調査監

を

参事
室長
副課長
企画監

に改める。